

令和元年 5 月 1 7 日

南相馬市農業委員会  
5 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年5月17日(金)午後1時30分開会  
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	浦 島 英 宣	欠	14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一  
鹿島区 鈴木 清教  
原町区 本間 健一

## 3. 出席職員

局長 佐藤 光                      次長 高橋徳比克                      主査 山本 将之  
主事 平田 幸子                      主事 米本 一樹                      農政課副主査 野地 俊紀  
農政課副主査 島 健太郎

## 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 19号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 20号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 5 報告第 21号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 58号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 59号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 8 議案第 60号 農用地利用規程に係る意見について
- 日程第 9 議案第 61号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 10 議案第 62号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 11 議案第 63号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 12 議案第 64号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(県許可分)
- 日程第 13 議案第 65号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 14 議案第 66号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)
- 日程第 15 議案第 67号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第 16 議案第 68号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)
- 日程第 17 議案第 69号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第 18 議案第 70号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(県許可分)
- 日程第 19 議案第 71号 現況確認証明願について

## 5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議長 　　ただいまより令和元年5月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、4番浦島英宣委員、17番佐藤良一委員であります。なお、農地利用最適化推進委員の鈴木清教委員から、途中退席の届けが出ております。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号8番小谷津弘隆委員、9番塚野邦好委員、10番今野由喜委員を指名いたします。

議長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、4月18日に平成30年度鹿島区認定農業者経営改善研究会総会が亀八で開催され、平成30年度の事業報告や平成31年度の事業計画等について審議され、いずれも原案のとおり決定したところであります。次に、4月22日に平成31年度福島県国際農友会原町支部総会並びに海外研修生報告会がラフイーヌで開催され、平成30年度の事業報告や平成31年度の事業計画等について審議され、いずれも原案のとおり決定いたしました。また、海外研修に行かれた研修生6名から研修内容等の報告を受けたところであります。次に、5月15日に南相馬市農業者年金協議会役員会が市役所会議室で開催され、来たる代議員会への付議案件について協議するとともに、代議員会を5月27日に万葉ふれあいセンターで開催することを決定したところであります。次に、5月16日に前期市町村農業委員会会長・事務局長研修会が郡山市のビッグパレットふくしまで開催され、事務局長とともに出席し、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の施行と、相続未登記農地の利用促進についての研修を受けてきたところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議長 　　次に、日程第3、報告第19号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第5号について、事務局から報告を求めます。

事務局 　　報告第19号、専決第5号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。相続税納税猶予を受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が1件ございました。詳細につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第20号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第20号についてご説明いたします。議案書の5ページから22ページになります。今回、85件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第21号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第21号についてご説明いたします。議案書の23ページから24ページ、整理番号1番から3番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、60年以上前から宅地への進入路として使用しています。今回、倉庫を建築するに当たり、土地調査を行ったところ、農地の一部を進入路として使用していることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、40年以上前から宅地への進入路として使用しています。今回、住宅の修復や倉庫等を建替えするに当たり、土地の調査を行ったところ、農地の一部を進入路として使用していることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、昭和47年頃から農作業場への進入路として使用しており、震災により農作業場が損壊し、撤去した今も進入路として使用しています。今回、息子の住宅を建築するに当たり、土地調査を行ったところ、農地の一部を進入路として使用していることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第6、議案第58号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第58号についてご説明いたします。議案書の25ページから37ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して、適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課、担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 　　議案58号について説明いたします。今回、利用権設定が166件であり、内容については記載のとおりであります。なお、賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第7、議案第59号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第59号についてご説明いたします。議案書の38ページから41ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課、担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案59号について説明いたします。当該計画の概要としましては、農地中間管理事業として、福島県農業振興公社及びふくしま未来農業協同組合を通して、農地の貸し借り行うものとなっております。内容につきましては記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第60号、農用地利用規程の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第60号についてご説明いたします。議案書の42ページから48ページになります。市が農用地利用規程を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課、担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第60号、農用地利用規程の変更に係る意見についてご説明させていただきます。馬場西地区の農用地利用規程を変更することについてご意見をいただきたいと思っております。議案書の43ページから48ページとなります。平成31年4月29日に開催されました馬場西地区営農改善組合の総会において、農用地利用規程の変更に係る議案の提出があり、同総会で議決がございました。議案書44ページから46ページに、馬場西地区農用地利用規程のうち、第10条に各担い手の経営面積が表示されている表がございます。そちらにつきましては、各担い手の現況の経営面積が変更となっております。上から0ha、0ha、2.2ha、3.4ha、2.9haとして利用規程を変更させていただきたいと思っております。なお、今回の変更となりました各担い手の経営面積については、こちらの総会に先立ちまして開催されました、営農改善組合の臨時総会で決定された今年度の担い手の作物別の栽培計画の面積となっております。また、議案書の47ページに新旧対照表がございますので、併せてご覧ください。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第9、議案第61号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第61号についてご説明いたします。議案書の49ページから51ページ及び追加で配布いたしたしました。51の2ページになります。詳細につきましては記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、これらの案件につきまして、許可要件を満たしているとのことのご報告がございました。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　　それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、議案第62号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第62号についてご説明いたします。議案書の52ページから53ページになります。詳細につきましては記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、これらの案件につきまして、許可要件を満たしているとのことのご報告がございました。以上です。

議 長 　　今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長            それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  (なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第 1 1、議案第 6 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局           議案第 6 3 号についてご説明いたします。議案書の 5 4 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番から 3 番については、報告第 2 1 号整理番号 1 番から 3 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、6 番委員。

6 番委員        議案第 6 3 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 ページであります。報告第 2 1 号整理番号 1 番の関連でございます。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る 5 月 1 5 日午前 1 0 時頃より、申請人、及び代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取りを行い、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長            続きまして、申請番号 2 番について 1 0 番委員。

1 0 番委員      議案第 6 3 号申請番号 2 番について、去る 5 月 1 4 日に現地調査をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査報告に基づき聞き取りを行い、また現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長            続きまして、申請番号 3 番について 1 3 番委員。

1 3 番委員      議案第 6 3 号申請番号 3 番について事前調査の報告をいたします。本議案は、報告第 2 1 号整理番号 3 番と関連する案件であります。現地案内図は 3 ページで

す。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る5月14日午前10時頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りと、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第64号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第64号についてご説明いたします。議案書の55ページ申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。貸借している農地についての農地改良の一時転用であり、転用期間は許可日から令和元年11月30日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について12番委員。

12番委員 議案第64号申請番号1番の調査結果を報告いたします。現地案内図は4ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。5月13日午前7時30分頃、被設定人立ち会いのもと、調査項目に沿って調査いたしました結果、立地条件、一般基準はすべて満たしていると判断いたしました。皆様の審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第65号、農地法第5条の規定による許可後の事業計

画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第65号についてご説明いたします。議案書の56ページから58ページ、申請番号1番から3番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番については、資材置場、駐車場、作業ヤードとして使用する目的で転用許可を受けておりますが、工事数量増工に伴い、工期が延長となったことから、期間を延長するため、事業計画を変更するものです。続きまして、申請番号2番については、建売住宅1棟を建築する目的で転用許可を受けておりますが、隣接地の土地の所有者から一部の土地の譲り渡しを強く希望されたことから、敷地面積を縮小するため、事業計画を変更するもので、議案第65号申請番号3番及び議案第67号申請番号1番関連の案件です。続きまして、申請番号3番については、一般住宅駐車場を建設する目的で転用許可を受けておりますが、申請地の地下に下水道管が埋設されていることが判明し、当初計画していた建物の配置が困難なことから、区域を増加するため、事業計画を変更するもので、議案第65号申請番号2番及び議案第67号申請番号1番関連の案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番について8番委員。

8番委員 議案第65号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。去る5月15日午後1時30分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取りと、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 申請番号2番、3番について、11番委員。

11番委員 議案第65号申請番号2番、議案第65号申請番号3番は、議案第67号申請番号1番と関連する案件でございますので、議案第67号申請番号1番のときに説明いたします。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第66号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第66号についてご説明いたします。議案書の59ページから60ページ、申請番号1番及び2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番及び2番については、一般住宅、駐車場を建築する目的で転用許可を受けておりますが、住宅を建築する計画がなくなったことから、承継人が貸店舗兼住宅、駐車場を整備するため、事業計画を変更するもので、議案第67号申請番号2番関連の案件です。以上です。

議 長 今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番、2番につきまして、14番委員。

14番委員 ただいま、事務局より承継者の変更ということで説明ありましたが、議案第67号申請番号2番の関連でございますので、そのときにご説明申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第67号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第67号についてご説明いたします。議案書の61ページから62ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、議案第65号申請番号2番及び3番関連の案件です。続きまして、申請番号2番については、議案第66号申請番号1番及び2番関連の案件です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について11番委員。

1 1 番委員 議案第 6 7 号申請番号 1 番について、現地の調査結果を報告いたします。この案件は議案第 6 5 号申請番号 2 番及び 3 番関連の案件です。現地案内図は 6 ページです。去る 5 月 1 5 日午後 2 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りと、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番、3 番について、1 4 番委員。

1 4 番委員 議案第 6 7 号申請番号 2 番について報告いたします。案内図は 7 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 5 月 1 4 日午前 1 1 時頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。この案件は議案第 6 6 号申請番号 1 番及び 2 番の関連です。立地基準、一般基準とも、何ら問題ないものと判断してまいりましたので、皆様のご審議のほどよろしく願います。続きまして、議案第 6 7 号申請番号 3 番について報告をいたします。案内図は 8 ページです。申請内容は、記載のとおりです。5 月 1 4 日午前 7 時 4 0 分頃、譲渡人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査を行ったところ、立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 6、議案第 6 8 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 8 号についてご説明いたします。議案書の 6 3 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。宅地進行化区域内の農地に建売住宅 6 棟を整備する転用計画です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、1 5 番委員。

15番委員 議案第68号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は9ページです。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。去る13日午後1時30分より渡し人、受け人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第17、議案第69号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第69号についてご説明いたします。議案書の64ページから66ページになります。申請番号1番から7番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番については、申請地隣接地での雨水管渠築造工事に伴う工事車両駐車場、資材置場、土置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和元年12月20日となっております。続きまして申請番号3番については、申請地隣接地での建設工事に伴う作業員用駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和2年3月31日となっております。続きまして申請番号6番については、復旧復興事業に使用する土砂採取に伴う大型車両の駐車場、重機置場、資材置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から36カ月となっております。続きまして、申請番号7番については、申請地近場での復興事業工事に伴う工事車両駐車場、資材置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から11カ月となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願ひます。申請番号1番につきまして15番委員。

15番委員 議案第69号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は10ページです。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。去る12日午前8時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。

皆様のご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 申請番号 2 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 6 9 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 1 ページです。申請につきましては記載のとおりであります。去る 5 月 1 5 日午前 1 1 時より、代理人行政書士及び被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行ったところであります。調査書の調査項目に基づき代理人の行政書士及び被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 申請番号 3 番につきまして 5 番委員。

5 番委員 議案第 6 9 号申請番号 3 番についての現地調査の報告をいたします。申請箇所は現地案内図の 1 2 ページに示すとおりであります。申請内容につきましては記載のとおりでございます。現地調査は 5 月 1 1 日午前 9 時より、代理人の行政書士の立ち会いのもと行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人から聞き取り及び現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。以上です。

議 長 申請番号 4 番について 9 番委員。

9 番委員 議案第 6 9 号申請番号 4 番について、現地調査の結果報告をいたします。案内図は 1 3 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 5 月 1 4 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りと、また、現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 申請番号 5 番につきまして 8 番委員。

8 番委員 議案第 6 9 号申請番号 5 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 4 ページです。去る 5 月 1 3 日午前 1 1 時頃より、設定人及び被設定人代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人、被設定人代理人行政書士からの聞き取りと、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆

様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 申請番号7番について13番委員。

13番委員 議案第69号申請番号7番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は16ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る5月14日午前11時頃より現地調査を行いました。現在、既に事業者が借用している合周囲促進事業による市所有の宅地用地だけでは不足のため、隣接している市所有地を工事用車両置場資材置場として必要となったことから、申請地を一時的に使用するための必要な転用申請です。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人からの聞き取りと、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 申請番号6番の現地調査17番委員が欠席のため、事務局から報告を求めます。

事務局 17番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第69号申請番号6番について農地調査を行いましたので報告いたします。5月14日午前9時より、被設定人及び設定人立ち会いのもと、現地を調査、及び聞き取りを行いました。現地案内図は15ページです。一時転用農地に隣接する山林から浪江町請戸地区に土砂運搬するにあたり、畑2筆。1,373㎡に重機及びダンプを駐車するための転用であります。被設定人はこれまでも同集落内からの土砂採取を行ってきた実績があり、許可日から35カ月の間に工事を行うものであります。被設定人に対しては市道が狭いため、交差できないことから一方通行にし、制限速度を守り、事故等には十分注意して、近隣住民の皆さんに配慮していただくように指導したところであります。調査の結果、立地基準、一般基準とも問題ないと判断いたしました。委員の皆さんの慎重審議よろしくお願ひいたします。以上、17番委員より連絡がありましたので報告いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第70号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第70号についてご説明いたします。議案書の67ページから68ページになります。申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、第2種農地に太陽光発電設備を整備するための転用申請です。権利の種類は地上権になります。地上権とは他人の土地において工作物を所有するため、その土地を使用する権利のことです。申請番号2番については、常磐自動車道鹿島サービスエリア前後の付加車線道路工事に伴う工事用道路、表土置場、資材置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から16カ月となっております。申請番号3番及び4番については、設定人、被設定人が同一案件となっておりますが、契約内容が異なるため、申請が別になっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査員から報告を願います。申請番号1番について16番委員。

16番委員 議案第70号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は17ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る5月13日午前9時頃より申請者及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者及び代理人行政書士からの聞き取りと、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。以上であります。

議長 続きまして、申請番号2番について2番委員。

2番委員 議案第70号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は18ページです。去る5月13日午後4時頃、被設定人に電話連絡とともに現地を調査してまいりました。調査の結果、立地基準、一般基準とも問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続きまして、申請番号3番、4番、5番につきまして3番委員。

3番委員 議案第70号申請番号3番、4番、5番につきまして、申請地が近接していることから一括して現地調査の報告をいたします。現地案内図は19ページから21ページでございます。去る5月11日午前10時ころより、被設定人の代理人であり、設置業者の担当者の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の

調査項目に基づき、被設定人の代理人からの聞き取りと、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きますして、申請番号6番について8番委員。

8番委員 議案第70号申請番号6番について現地調査報告をいたします。現地案内図パ22ページです。去る5月14日午前11時頃より、設定人及び被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人、被設定人からの聞き取りと、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第71号現況確認証明願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第71号についてご説明いたします。議案書の69ページから70ページとなります。申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった5筆の農地すべてについて非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査員を代表しまして、13番委員から報告をお願いします。

13番委員 議案第71号申請番号1番から4番について、去る5月7日午後2時頃より、調査担当委員である5番委員、16番委員、私並びに事務局の4名により、申請人立ち会いのもと、現況確認証明申請に係る現地調査を行いましたので報告をいたします。現地案内図は23ページと24ページです。まず、申請番号1番から3番については、申請地が同じ所在地にあり、近接していることから一括して報

告をいたします。申請人からの土地利用状況の聞き取りと、また、現況等の調査をしました結果、申請地はいずれも傾斜地にあり、雨水による侵食が激しく、長年の不耕作により竹や笹等が繁茂し原野化しており、農地としての再生利用が困難な状況にあるため、申請のとおり、非農地と判断いたしました。次に、申請番号4番については、代理人行政書士からの土地利用状況の聞き取りと、また、現況等を調査しました結果、申請地は当初桑畑として利用し、その後、檜の苗畑として使用していましたが、耕作者の高齢化もあり、長年手入れ管理が行き届かなくなり、現在は明らかに山林化の様相を呈し、農地としての復元が不可能な状況にあるため、申請のとおり非農地と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 　　以上で、本日予定いたしました報告3件、並びに議案14件、合わせて17件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の5月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

（終了）

閉会 午後2時30分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和元年5月17日

議事録署名人（8番・コヤツ ヒロタカ）

㊟

議事録署名人（9番・ツカノ クニヨシ）

㊟

議事録署名人（10番・コンノ ヨシキ）

㊟